

みやき町公告

特 定 事 業 の 選 定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 7 条の規定に基づき、みやき町戸建て定住促進住宅整備事業【No.2】を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成 30 年 11 月 30 日

みやき町長 末 安 伸



記

みやき町戸建て定住促進住宅整備事業【No.2】については、当初の町の計画通り、民間活力の導入と、国の交付金及び入居者家賃の収入により、周辺家賃等と比較して適正な家賃設定の範囲内で、事業が実施できる目途がついたと判断したため、当該事業を P F I 事業として選定する。

以上